

# 福岡県公報

令和四年六月二十一日  
第三百八号  
増刊  
①

## 目次

### 規則(第二十六号)

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(保護・援護課)……………一

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(行財政支援課)……………三

○公職選挙法及び同法施行令等の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

(行財政支援課)……………四

○公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示

(行財政支援課)……………一三

## 規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和四年六月二十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第二十六号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和五十二年福岡県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(調査依頼書等)

**第七条** 法第四条第二項の扶養義務者の扶養の要否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会するときは、扶養照会書(様式第三十五

号の二)によるものとする。

2 法第二十八条第二項の規定により扶養義務の履行について報告を求めるときは、扶養義務者報告依頼書(様式第三十五号の三)によるものとする。

3 法第二十九条の規定により書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めるときは、調査依頼書(様式第三十六号)によるものとする。

4 法第二十九条の規定により要保護者の戸籍謄本等の発行を依頼するときは、戸籍謄本及び戸籍の附票の写し発行依頼書(様式第三十七号)によるものとする。  
様式第三十五号の二その一を次のように改める。

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
〔作成〕 〒 812-0011 福岡市中央区高砂一丁目 6-1 9

福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

様式第35号の2その1(第7条)

第 年 月 日  
号

様

保健福祉(環境)事務所長 印

生活保護の実施に伴う扶養の可否について (照会)

あなたの にあたる 氏の家庭は生活保護法による保護を当所に申請して(受けて)いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。

あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、 氏に対して毎月どの程度の扶養ができるかについて、別紙扶養届書に記載のうえご回答ください。

要(被)保護者

住 所

氏 名

様式第三十五号の二その三を様式第三十五号の三とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三十九号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

一 病院 大牟田市の表中

今野病院介護医療院

〃 末広町五―二

を

今野病院介護医療院

〃 末広町五―二

介護老人保健施設サンファミリー

〃 大字甘木二―五八

に改める。

一 病院 古賀市の表中

医療法人社団愛和会古賀中央病院

〃 天神一―二―三―三〇

を

医療法人社団愛和会古賀中央病院

〃 天神一―一―三―三〇

北九州古賀病院介護医療院

〃 千鳥二―二―二―一

に改める。

二 老人ホームの表中

介護付有料老人ホームヴィラ梅光

〃 梅光園三―四―一

を

介護付有料老人ホームヴィラ梅光

〃 梅光園三―四―一

を

ホスピタルメント福岡天神

〃 渡辺通三―五―一―一

に、

介護付有料老人ホームあべやま

〃 湯川四―二―二―二五

を

介護付有料老人ホームあべやま

〃 湯川四―二―二―二五

を

軽費老人ホーム清寿園

一七 〃 湯川新町一―一―一

に、

特別養護老人ホーム大川荘

〃 大字大野鳥字笹の下八五七―一

を

特別養護老人ホーム大川荘

〃 大字大野鳥字笹の下八五七―一

を

特別養護老人ホーム木もれ日苑

〃 中木室九三四

に、

シルバーメイト館西宮市

〃 西宮市五―三〇―三

を



あつては別表七のとおりとする。

(政見放送を行わない候補者の経歴放送)

**第十二条** 実施規程第四条第一項ただし書の規定による経歴放送のみを行う候補者の放送は、政見放送を行うすべての候補者の放送が終わった直後に続けて行う。この場合において、政見放送を行わない候補者が二人以上いるときの経歴放送の順序は、次条のくじの後、立候補の届出順にくじで定める。

(政見放送の日時及び順序を定めるくじ)

**第十三条** 実施規程第十四条第一項の規定により県の委員会が定めるくじは、次の各号の区分により県選挙管理委員会室で行う。

一 衆議院小選挙区選出議員選挙

法第六十九条第六項の規定による選挙公報掲載文の掲載の順序のくじ及びこれに続いて行う衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじ(補欠選挙にあつては、選挙公報掲載文の掲載の順序を定めるくじ)の後

二 参議院選挙区選出議員選挙及び県知事選挙

公示日又は告示日の午後六時

第三十八条第二項中「その都度、県の委員会が定める。」を「第二十号様式の三に準じて作成しなければならない。」に改める。

第四十四条第一項中、「県の委員会の交付する証紙をはるか、又はその行う検印」を「県知事選挙にあつては県の委員会の交付する証紙をはること、県議会議員の選挙にあつてはその行う検印」に改め、同条第二項中「その都度、県の委員会が定める。」を「第二十二号様式に準じて作成しなければならない。」に改め、同条第三項中「別記第二十二号様式」を「第二十二号様式の二」に改める。

第三号様式を次のように改める。

第三号様式

第 回  
衆議院小選挙区  
(区分) 用ビラ  
A区ーB  
福岡県選管

備考

- 1 区分欄には、候補者用である旨又は候補者届出政党用である旨を表示する。
- 2 証紙の記載事項中、A区は選挙区を表示する数を、Bは候補者用にあつては立候補届出の受付番号、候補者届出政党用にあつては交付番号を表示する。
- 3 証紙の大きさは縦15ミリメートル・横20ミリメートルとする。
- 4 材質は上質タック紙（白色）とする。
- 5 地模様は、候補者用にあつては肉桂色、候補者届出政党用にあつては藤色とする。
- 6 中央に県章を地模様と同色で印刷し、これに文字を黒色で印刷する。

第三号様式の次に次の二様式を加える。

第三号様式の二

第 回参議院  
福岡県選出議員  
選挙運動用ビラ  
番 号  
福岡県選管

備考

- 1 証紙の記載事項中、番号は立候補届出順位の番号を表示する。
- 2 証紙の大きさは縦15ミリメートル・横20ミリメートルとする。
- 3 材質は上質タック紙（白色）とし、地模様はオレンジ色とし、中央に県章を地模様と同色で印刷し、これに文字を黒色で印刷する。

## 第三号様式の三

年執行  
選挙  
選挙運動用ビラ  
番 号  
福岡県選管

## 備考

- 1 証紙の記載事項中、番号は立候補届出順位の番号を表示する。
- 2 証紙の大きさは縦15ミリメートル・横20ミリメートルとする。
- 3 材質は上質タック紙（白色）とする。
- 4 地模様は、県議会議員選挙にあつては空色、県知事選挙にあつては桃色とする。
- 5 中央に県章を地模様と同色で印刷し、これに文字を黒色で印刷する。

第四号様式を次のように改める。

## 第四号様式

第 回  
衆議院小選挙区  
政党用ポスター  
A区-B  
福岡県選管

## 備考

- 1 証紙の記載事項中、A区は選挙区（1区～11区）を表示する数を、Bは交付番号を表示する。
- 2 証紙の大きさは縦25ミリメートル・横35ミリメートルとする。
- 3 材質は上質タック紙（白色）とし、地模様は老緑色とし、中央に県章を地模様と同色で印刷し、これに文字を黒色で印刷する。

第十九号様式備考二中「選挙の都度、県の委員会が定める。」を「日本産業規格A列4番とする。」に改める。

第十九号様式の二備考三中「選挙の都度、県の委員会が定める。」を「日本産業規格A列4番とする。」に改める。

第十九号様式の三その一中「何年何月何日執行」を「年月日執行」に、「何市」を「市」に改め、同様式その一備考二中「選挙の都度、県の委員会が定める。」を「日本産業規格A列4番とする。」に改める。

第十九号様式の三その二中「何年何月何日執行」を「年月日執行」に、「何市」を「市」に改め、備考五中「選挙の都度、県の委員会が定める。」を「日本産業規格B列0番とする。」に改める。

第十九号様式の四中「何年何月何日執行」を「年月日執行」に、「何市」を「市」に改め、同様式備考四中「選挙の都度、県の委員会が定める。」を「縦22mm＋政党数×22.5mm、横482mmとする。ただし、市区町村の選挙管理委員会において、各投票所内の投票の記載をする場所等の実情を考慮して、選挙人の見やすい大きさに拡大し、又は縮小することができるものとする。」に改める。

第十九号様式の五中「何選挙」を「選挙」に、「何年何月何日執行」を「年月日執行」に、「何市」を「市」に改め、同様式その一備考二中「選挙の都度、県の委員会が定める。」を「日本産業規格A列4番とする。」に改め、同様式その二備考三中「選挙の都度、県の委員会が定める。」を「日本産業規格A列4番とする。」に改め、同様式その三備考四中「選挙の都度、県の委員会が定める。」を「日本産業規格A列4番とする。」に改め、同様式その四備考五中「選挙の都度、県の委員会が定める。」を「日本産業規格A列4番とする。」に改め、各投票所内の投票の記載をする場所等の実情を考慮して、選挙人の見やすい大きさに拡大し、又は縮小することができるものとする。」に改める。

第二十号様式の三を次のように改める。

第二十号様式の三

第 回参議院  
福岡県選出議員選挙  
推薦演説会用  
番 号  
福岡県選管

備考

- 1 証紙の記載事項中、番号は証紙の交付順序の番号を表示する。
- 2 証紙の大きさは縦 25 ミリメートル・横 35 ミリメートルとする。
- 3 材質は上質タック紙（白色）とし、地模様は白茶色とし、中央に県章を同色で印刷し、これに文字を黒色で印刷する。

第二十二号様式を次のように改める。

## 第二十二号様式

年執行  
福岡県知事選挙  
政治活動用  
A - B区  
福岡県選管

## 備考

- 1 証紙の記載事項中、A欄は確認団体の番号を、B欄は衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区を表示する。
- 2 証紙の大きさは縦25ミリメートル・横35ミリメートルとする。
- 3 材質は上質タック紙（白色）とし、地模様は緑色とし、中央に県章を同色で印刷し、これに文字を黒色で印刷する。

第二十二号様式の次に次の一様式を加える。

第二十二号様式の二

年 月 日執行 選挙

## 政治活動用ポスターの検印票

選挙区

政党その他の政治団体名

検印責任者

上記団体は検印を受けることができる団体であることを証明する。

年 月 日

福岡県選挙管理委員会



検印年月日	検印枚数	累計	残数	取扱者印
・ ・	枚	枚	枚	
・ ・	枚	枚	枚	
・ ・	枚	枚	枚	
・ ・	枚	枚	枚	
・ ・	枚	枚	枚	

## 注意

- 1 政治活動用ポスターの検印を受けようとするときは、必ずこの検印票を提出してください。
- 2 法定枚数の検印を受けたときは、この検印票は返却しません。検印が法定枚数に達しないときには、検印枚数、累計及び残数を記載し、取扱者の印を押して提出者に返却します。

附則の次に別表として次の七表を加える。

別表1

順序区分	テレビ放送		ラジオ放送
1	RKB (収録)	TNC	KBC
2	KBC (収録)	TVQ	RKB
3	FBS (収録)	RKB	\
4	TNC (収録)	KBC	
5	TVQ (収録)	FBS	

備考

- 1 RKBはRKB毎日放送を、TNCはテレビ西日本を、KBCは九州朝日放送を、TVQはTVQ九州放送を、FBSは福岡放送を示す。  
(以下、別表2から別表4まで同じ。)
- 2 上記のとおり放送事業者を指定し、これを繰り返すものとする。
- 3 政見放送の時間及び回数はテレビ放送及びラジオ放送に2:1の割合で配分し、(収録)表示の局をその選挙の収録局とし、各放送局の政見放送の時間及び回数は等しいものとする。

別表2

順序区分	テレビ放送		ラジオ放送
1	RKB (収録)	TVQ	KBC
2	FBS (収録)	KBC	RKB
3	TNC (収録)	RKB	\
4	TVQ (収録)	FBS	
5	KBC (収録)	TNC	

備考

- 1 上記のとおり放送事業者を指定し、これを繰り返すものとする。
- 2 政見放送の時間及び回数はテレビ放送及びラジオ放送に2:1の割合で配分し、(収録)表示の局をその選挙の収録局とし、各放送局の政見放送の時間及び回数は等しいものとする。  
また、再選挙・補欠選挙については、通常選挙と同等の扱いとする(前回通常選挙放送事業者の次の順位の放送事業者が担当し、次回通常選挙にあつてはさらに次の順位の放送事業者が担当するものとする)。

別表3

順序区分	テレビ放送		ラジオ放送
1	KBC (収録)	FBS	KBC
2	RKB (収録)	TNC	RKB
3	TVQ (収録)	KBC	/
4	FBS (収録)	RKB	
5	TNC (収録)	TVQ	

備考

- 1 上記のとおり放送事業者を指定し、これを繰り返すものとする。
- 2 政見放送の時間及び回数はテレビ放送及びラジオ放送に2：1の割合で配分し、(収録)表示の局をその選挙の収録局とし、各放送局の政見放送の時間及び回数は等しいものとする。

別表4

順序区分	テレビ放送		ラジオ放送
1	KBC (収録)	RKB	KBC
2	FBS (収録)	TNC	RKB
3	TVQ (収録)	KBC	/
4	RKB (収録)	FBS	
5	TNC (収録)	TVQ	

備考

- 1 上記のとおり放送事業者を指定し、これを繰り返すものとする。
- 2 政見放送の時間及び回数はテレビ放送及びラジオ放送に2：1の割合で配分し、(収録)表示の局をその選挙の収録局とし、各放送局の政見放送の時間及び回数は等しいものとする。

別表5

衆議院小選挙区選出議員選挙					
政見放送の回数					
テレビ	候補者の数が1人又は2人	候補者の数が3人から5人まで	候補者の数が6人から8人まで	候補者の数が9人から11人まで	
	収録放送局	収録放送局	収録放送局	収録放送局	収録放送局
	1	1	2	3	3
ラジオ	候補者の数が1人又は2人	候補者の数が3人から5人まで	候補者の数が6人から8人まで	候補者の数が9人から11人まで	
	収録放送局	収録放送局	収録放送局	収録放送局	収録放送局
	1	1	2	3	3

別表6

参議院選挙区選出議員選挙 及び 県知事選挙		
テレビ	政見放送の回数	
	収録放送局	他の放送局
	2	1
ラジオ	政見放送の回数	
	放送局	
	1	

別表7

衆議院福岡県第 区選出議員補欠選挙		
テレビ	政見放送の回数	
	収録放送局	他の放送局
	1	1
ラジオ	1 (又は0)	

備考

すべての候補者届出政党の届出候補者の数が1人又は2人の場合については、政見放送はテレビの放送のみにより行うものとし、すべての候補者届出政党の届出候補者の数が1人又は2人でなかった場合に実施すべきであった放送局（ラジオ放送）を、次回の衆議院小選挙区選出議員再選挙・補欠選挙の政見放送実施の際、改めて放送事業者として指定するものとする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年六月二十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

公職選挙法事務取扱規程（平成十二年五月二十九日福岡県選挙管理委員会告示第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第五章 投票（第十二条―第二十二条）

第十二条（投票用紙受払整理簿）

第十三条（投票所の設備）

第十四条（投票所の指定及び予備投票所）

第十五条（投票所開閉時刻変更の届出）

第十六条（選挙人の宣言）

第十七条（代理投票における処理の概要の記載等）

第十八条（投票結果の速報）

第十九条（投票箱のかぎの保管及び送致）

第二十条（投票箱その他投票関係書類の提出）

第二十一条（投票用紙及び投票に関する書類、物品の引継ぎ及び保管）

第二十二条（指定投票区の指定等）

第五章の二 期日前投票（第二十二条の二）

第二十二条の二（期日前投票における関係規定の適用の特例）

第六章 不在者投票（第二十三条―第二十六条）

第二十三条（不在者投票を行うことができる施設の指定等）

第二十四条（不在者投票事務処理簿の作成）

第二十五条（船員の不在者投票用紙及び投票用封筒交付の整理簿）

第二十六条（郵便等投票証明書の交付整理簿）

第七章 在外投票（第二十七条―第二十七条の二）

第二十七条（郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を発送する日）

第二十七条の二（在外投票事務処理簿の作成）

第八章 開票（第二十八条―第三十四条）

第二十八条（開票所の設備）

第二十九条（投票箱の受領）

第三十条（投票箱を開く前の点検）

第三十一条（投票数の計算）

第三十二条（投票点検結果の速報）

第三十三条（開票に関する調書の提出）

第三十四条（開票に関する書類、物品の引継ぎ）

第九章 選挙会及び選挙分会（第三十五条―第三十七条）

第三十五条（選挙会に関する調書の提出）

第三十六条（選挙長及び選挙分会長の印）

第三十七条（選挙会関係書類及び物品の引継ぎ）

第十章 補則（第三十八条―第四十一条）

第三十八条（通知書記載の例）

第三十九条（告示の記載例）

第四十条（様式の横書）

第四十一条（その他の事項）を

「第五章 投票（第十二条―第二十四条）

第十二条（国政選挙の投票用紙の様式）

第十二条の二（国政選挙の船員の不在者投票における投票用紙の様式）

第十三条（国政選挙以外の選挙の投票用紙の様式）

第十三条の二（国政選挙以外の選挙の船員の不在者投票における投票用紙の様式）

第十四条（投票用紙受払整理簿）

第十五条（投票所の設備）

第十六条（投票所の指定及び予備投票所）

第十七条（投票所開閉時刻変更の届出）

第十八条（選挙人の宣言）

第十九条（代理投票における処理の概要の記載等）

第二十条（投票結果の速報）

第二十一条（投票箱のかぎの保管及び送致）

第二十二条（投票箱その他投票関係書類の提出）

第二十三条（投票用紙及び投票に関する書類、物品の引継ぎ及び保管）

第二十四条（指定投票区の指定等）

第五章の二 期日前投票（第二十四条の二）

第二十四条の二（期日前投票における関係規定の適用の特例）

第六章 不在者投票（第二十五条―第二十八条）

第二十五条（不在者投票を行うことができる施設の指定等）

第二十六条（不在者投票事務処理簿の作成）

第二十七条（船員の不在者投票用紙及び投票用封筒交付の整理簿）

第二十八条（郵便等投票証明書の交付整理簿）

第七章 在外投票（第二十九条―第二十九条の二）

第二十九条（郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を発送する日）

第二十九条の二（在外投票事務処理簿の作成）

第八章 開票（第三十条―第三十六条）

第三十条（開票所の設備）

第三十一条（投票箱の受領）

第三十二条（投票箱を開く前の点検）

第三十三条（投票数の計算）

第三十四条（投票点検結果の速報）

第三十五条（開票に関する調書の提出）

第三十六条（開票に関する書類、物品の引継ぎ）

第九章 選挙会及び選挙分会（第三十七条―第三十九条）

第三十七条（選挙会に関する調書の提出）

第三十八条（選挙長及び選挙分会長の印）

第三十九条（選挙会関係書類及び物品の引継ぎ）

第十章 選挙を同時に行うための特例（第四十条）

第四十条（投票及び開票の順序）

第十一章 補則（第四十一条―第四十四条）

第四十一条（通知書記載の例）

第四十二条（告示の記載例）

第四十三条（様式の横書）

第四十四条（その他の事項）に改める。

第四十一条を第四十四条とし、第四十条を第四十三条とする。

第三十九条中「令第二十六条第二項並びに令第六十八条」を「令第二十六条第二項、

令第六十八条、令八十八条第十一項並びに令八十九条第六項」に改め、「別記」を削り

、「第七十九号」を「第八十一号」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十八条を第四十一条とする。

第十章を第十一章とする。

第九章の次に次の一章を加える。

第十章 選挙を同時に行うための特例（投票及び開票の順序）

第四十条 法第百十九条第一項の規定により県議会議員及び県知事の選挙を同時に行う

場合における投票及び開票の順序は、次のとおりとする。

一 県知事の選挙

二 県議会議員の選挙

2 法第百十九条第二項の規定により市町村の選挙（市町村の議会の議員及び長の選挙

をいう。）を県の選挙（県議会議員及び県知事の選挙をいう。）と同時にを行う場合に

における投票及び開票の順序は、次のとおりとする。この場合において、県議会議員と

県知事の選挙における投票及び開票の順序は、前項の規定による。

一 県の選挙

二 市町村の選挙

第十三条から第三十七条までを二条ずつ繰り下げ、第十二条を第十四条とし、同条の

前に次の四条を加える。

（国政選挙の投票用紙の様式）

**第十二条** 衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙の様式は、規則別記第五号様式に準じて作成する。

2 用紙の大きさは、縦百二十八ミリメートル・横八十ミリメートルとする。

3 用紙の色は、別途総務省の定める色を使用することとし、文字の色は、参議院比例代表選出議員選挙にあつては赤色で印刷し、その他の選挙にあつては黒色で印刷する。

(国政選挙の船員の不在者投票における投票用紙の様式)

**第十二条の二** 衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙の様式は、規則別記第六号様式に準じて作成する。

2 用紙の大きさは、縦百二十八ミリメートル・横八十ミリメートルとする。

3 用紙の色は、衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙にあつては白色、参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙にあつては白色とし、文字の色は、衆議院小選挙区選出議員選挙及び参議院選挙区選出議員選挙にあつては黒色で印刷し、衆議院比例代表選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙にあつては赤色で印刷する。

(国政選挙以外の選挙の投票用紙の様式)

**第十三条** 県議会議員選挙にあつては第十一号様式、県知事選挙にあつては第十一号様式の二に準じて作成する。

(国政選挙以外の選挙の船員の不在者投票における投票用紙の様式)

**第十三条の二** 県議会議員選挙及び県知事選挙にあつては第十一号様式の三に準じて作成する。

第七十九号様式を第八十号様式とし、第十一号様式から第七十八号様式までを一号ずつ繰り下げ、第十号様式の次に次の三様式を加える。

第十一号様式の二  
その一（一般投票用紙）

<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl;"> <small>ちゆうい</small>            注意            一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。            二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。         </div> <div style="text-align: center;"> <small>ねん</small>            年  <small>げつ</small>            月  <small>にち</small>            日            執行            福岡県知事投票            印         </div> </div>
----------------------------------	--

備考

- 1 用紙は桃色とし、黒色で印刷する。
- 2 用紙の大きさは縦128ミリメートル・横80ミリメートルとする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、福岡県選挙管理委員会の印とし、朱色で刷り込む。

## その二（点字投票用紙）

<small>こうほしやしめい</small> 候補者氏名	<small>ちゆうい</small> 注意	<small>ねんげつ</small> 年月日執行	点字投票
	<small>こうほしやしめい</small> 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。	福岡県知事投票	
	<small>ちゆうい</small> 注意		
	<small>こうほしやしめい</small> 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	印	

## 備考

- 1 用紙は桃色とし、黒色で印刷する。
- 2 用紙の大きさは縦128ミリメートル・横80ミリメートルとする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、福岡県選挙管理委員会の印とし、朱色で刷り込む。
- 4 点字投票である旨の表示を朱色で印刷し、その表示の下の位置に「けんちじ せんきよ」と点訳する。

第十一号様式  
その一（一般投票用紙）

<p>こう ほ しゃ し めい 候 補 者 氏 名</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日 執行</p> <p style="text-align: center;">福岡県議会議員選挙投票</p> <p style="text-align: center;">注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; margin: 10px auto;">印</div>
-----------------------------------	---

備考

- 1 用紙は白色とし、赤色で印刷する。
- 2 用紙の大きさは縦128ミリメートル・横80ミリメートルとする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、福岡県選挙管理委員会の印とし、朱色で刷り込む。

## その二（点字投票用紙）

こう ほう しゃ し めい 候 補 者 氏 名	年 月 日 執行 福岡県議会議員選挙投票 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	点字投票 印
----------------------------	--	-----------

## 備考

- 1 用紙は白色とし、赤色で印刷する。
- 2 用紙の大きさは縦128ミリメートル・横80ミリメートルとする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、福岡県選挙管理委員会の印とし、朱色で刷り込む。
- 4 点字投票である旨の表示を朱色で印刷し、その表示の下の位置に「けんぎかい ぎいん せんきよ」と点訳する。

第十一号様式の三

<small>こう ほ しゃ し めい</small> 候補者氏名	<small>ちゅう い</small> 注意
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>選挙 船員不在者投票</p> </div>

備考

- 1 用紙は空色とし、黒色で印刷する。
- 2 用紙の大きさは縦128ミリメートル・横80ミリメートルとする。

第八十号様式の次に次の一様式を加える。

第八十一号

異動が生じた候補者		異動が生じた旨の届出 年 月 日	異動が生じた事項	新	旧
届出 順位	ふ り が な 氏 名				

附則  
この告示は、公布の日から施行する。